

第Ⅵ期 優良種子生産対策事業実施要領

一般社団法人岐阜県米麦改良協会

1 目的

この事業は、水稻・麦・大豆の優良種子の安定的な確保と、効率的な生産を促進するため、種子場の農業協同組合及び種子生産組合等の団体が行う研究会、研修会などのソフト事業及び種子生産に関連する近代化施設・機器導入に係るハード事業に対し、経費の一部を助成することにより、優良種子の生産振興を図る。

2 事業の種類、内容

この事業で実施する事業の種類及び内容は下記に掲げるものとする。

(1) 優良種子生産対策推進事業（ソフト事業）

優良種子生産のための、研究会、研修会経費に対し、別に定める基準に基づく額を助成する。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業（ハード事業）

優良種子の効率的な生産を推進するための下記近代化施設・機器で、種子の品質低下及び混種が起きないように構造及び機能を備えたもの。

ア、乾燥調製施設及びその付帯施設

イ、種子専用収穫機

ウ、その他優良種子生産に必要な機械・施設で会長が特に認めたもの。

3 事業の対象地域及び実施主体

この事業の対象地域は、岐阜県の指定採種ほ設置地域とし、事業実施主体は、原則水稻・麦・大豆の採種組合、生産者（法人）及び種子場関係農業協同組合の団体とする。

4 事業完了期間

優良種子生産対策事業に属する個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。

5 事業採択基準及び整備要件

(1) 優良種子生産対策推進事業（ソフト事業）については、地域の実態に即し、かつ種子生産農家の自主性と創意工夫を活かした、優良種子を安定的に生産する研究会、研修会とすること。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業（ハード事業）については、施設等が経済的かつ適正な規模であること。

(3) 本事業で整備を行う施設等は、事業実施以降少なくとも耐用年数までは、採種事業が継続される見込みであること。

(4) その他、会長が特に必要と認めたもの。

6 助成率及び助成額

(1) 本協会は、毎年度予算の範囲において助成を行う。

優良種子生産対策推進事業（ソフト事業）については、助成率を10/10とする。

但し、年間助成対象事業枠の総額は1,500千円以内とし、その配分は県内採種組合均等割10%、採種計画割40%、同実績割50%を基準として算定した額を内示し、その額を最高限度とし助成する。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業（ハード事業）については、助成率を原則として1/4以内とし、一事業主体2,500千円を限度とし、年間助成対象事業枠の総額は原則2,500千円以内とする。

但し、種子事業に及ぼす重要性、申請団体以外への影響力、緊急性等を考慮し、会長が特に必要と認めた場合は、補助率を1/2以内とし、一事業主体5,000千円を限度とすることができるとともに、ソフト事業とハード事業間の流用も可能とする。

なお、当事業のうち、事業費総額が1,000千円未満のもの及び修理費、修繕器具などは、原則として助成対象とはしない。

7 事業実施期間

この事業は、令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間とする。

8 事業の助成財源

この事業の助成財源は、原則として本協会の特定資産である事業推進積立資産の取り崩しをもって充てるものとするが、必要に応じ本協会の一般会計の事業費を予算の範囲内で充当することができる。

なお、特定資産である事業推進積立資産の積立金額については、水稻・麦・大豆種子1kgにつき4円以内とし、積立金額の決定は年度毎に会長が行う。

9 申請及び助成金支出までの手順と申請様式、添付書類等

(1) 優良種子生産対策推進事業（ソフト事業）

① 本協会は、毎年度5月末までに当該年度のソフト事業助成限度額を6項(1)の基準で算出し、対象団体へ内示する。

② 内示を受けた団体は、6月末までに実施申込書（様式1）、実施内容計画書（様式1の別紙①）に直近の総会資料を添付し協会へ提出する。

なお、実施計画の範囲は、当該年度内（4月～3月）を対象とする。

③ 事業実施団体は原則計画に従って事業を実施し、事業完了後協会に事業実施報告書及び助成金請求書（様式2）、実施内容報告書（様式2の別紙①）に実施状況のわかる書類（会議資料、写真他）、支出証憑の写し（納品書、

請求書、代金の支払いがわかる書類(領収書等)他)を添付し提出する。

④ 協会は内容を精査し、問題が無い場合は助成金を対象団体へ支出する。

⑤ 事業及び助成金申請は協会の当該年度内に完了することを必須とする。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業 (ハード事業)

① ハード事業を希望する対象団体は、毎年度5月末までに実施申込書(様式1)、実施内容計画書(様式1の別紙②)に直近の総会資料及び付帯資料(仕様書、設計図、見積書他)を添付し協会へ提出する。

なお、計画する事業は、当該年度内に完了する事業とする。

② 協会は提出された計画内容を審査し、問題が無い場合は承認通知する。

③ 計画承認を受けた団体は原則計画に従い事業を実施し、事業完了後協会に事業実施報告書及び助成金請求書(様式2)、実施内容報告書(様式2の別紙②)、実施状況のわかる書類(ハードの資料及び写真他)、支出証憑の写し(納品書、請求書、代金の支払いがわかる書類(領収書等)他)を添付し提出する。

④ 協会は内容を精査し、問題が無い場合は助成金を対象団体へ支出する。

⑤ 事業及び助成金申請は協会の当該年度内に完了することとする。

但し、当該年度内で事業が完了しない特段の事情が発生した場合は、協会と協議する。

※優良種子生産対策条件整備事業(ハード事業)の実施希望が多く予算範囲を超える場合は、各申請団体と協会が協議の上、実情等充分勘案し、優良種子生産に寄与する事業を優先に事業認定の可否を判断するものとする。

(3) 申請上の留意事項

優良種子生産対策推進事業(ソフト事業)と優良種子生産対策条件整備事業(ハード事業)は別々の様式にて申請する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。